

高知県地域集会所耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県地域集会所耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「地域集会所」とは、市町村その他一定区域内の住民のために、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等地域の住民どうしの結びつきの強化に寄与することを目的として、集会や行事に活用される集会所又は公民館などと呼ばれている施設で昭和56年5月31日以前に着工されたものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2)「要安全確認計画記載建築物」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する要安全確認計画記載建築物及び要安全確認計画記載建築物として位置付けられることが確実なものであり、法第5条第3項第1号の規定により大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として高知県耐震改修促進計画に記載された建築物及び記載されることが確実な建築物をいう。
- (3)「耐震診断」とは、法第7条第1項に規定する耐震診断をいう。
- (4)「浸水域」とは、高知県による南海トラフ地震の最大クラスの津波浸水予測（平成24年12月10日公表）において、津波による浸水が予測される区域をいう。

(補助目的、補助対象事業等)

第3条 県は、南海トラフ地震に備え、住まいの近くで避難生活ができるよう地域集会所を避難所として活用し、県内での避難者の収容力拡大を図るため、要安全確認計画記載建築物である地域集会所を対象に、当該地域集会所の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、社会資本整備総合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用し、令和4年3月31日までに完了する事業に限る。

2 前項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業を実施しようとする市町村（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額をいう。）は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができない場合であって、当該期間の延長が翌年度にわたるときには、あらかじめ別記第4号様式による補助事業実施期間延長承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前5号の条件を付さなければならないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の申請の取下げの期日)

第7条 補助事業者が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知後15日以内とする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(現場検査)

第9条 補助事業者は、耐震改修費補助事業の対象となる耐震改修及び建替えの工事について、現場検査を行うものとする。

2 知事は、補助事業者から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合には、当該年度の3月31日までに別記第6号様式による年度終了報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の完了実績報告書又は年度終了報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取り消し及び返還)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。

(2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けた時。

(3) 補助事業者又は補助事業者の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(報告等)

第14条 知事は、補助事業者に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(グリーン購入)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条、第 8 条、第 13 条及び第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 5 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 10 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	対象となる建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費（耐震改修設計評定手数料を含む。）	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替えの工事に要する経費
補助対象限度額（注1）	①面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 ②面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 ③面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の復元、第三者機関（注3）の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を加算することができる。	—	①耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×83,800円 ただし、建替工事にあつては、耐震化が必要な建築物の延床面積（平方メートル）×51,200円とする。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
	①浸水域外に所在すること。ただし、浸水域に所在しているものであつて、浸水域外へ建替えする場合を含む。 ②市町村が地域防災計画に避難所として位置付けている又は位置付けることが確実なものであること。		
	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づき実施する耐震診断であること。	①対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 （1）耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。	
—	②耐震改修設計については、第三者機関（注3）の評定を受けること。ただし、木造建築物は除く。 ③以下のいずれかの構造となるものに限る。 （1）免震工法等特殊な工法による構造 （2）通常の1.25倍以上の耐震性能を有する構造	②耐震改修については、第三者機関（注3）の評定を受けた耐震改修設計に沿って行われるものであること。ただし、木造建築物は除く。 ③耐震改修又は建替えの結果により、以下のいずれかの構造となるものに限る。 （1）免震工法等特殊な工法による構造 （2）通常の1.25倍以上の耐震性能を有する構造	
補助金の額（注2）	次に掲げる補助金の額のうち、いずれか小さい額を当該補助金の額とする。		
	①市町村が補助する額から国の交付金の基礎額を差し引いた額の2分の1以内の額		
	②補助対象限度額の4分の1以内の額	②補助対象限度額の10分の3以内の額	

（注1）補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。

（注2）補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注3）既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。

（注4）「国の交付金の基礎額」は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）の定めるところによる。

別表第2（第5条、第6条、第8条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。